

香川県土地改良事業測量作業規程

(令和 7 年 8 月 18 日承認)

香川県農政水産部

香川県土地改良事業測量作業規程

(令和 7 年 8 月 18 日承認)

香川県土地改良事業測量作業規程は、「農林水産省農村振興局測量作業規程」(令和 7 年 7 月 18 日付け国土地第 39 号)を準用する。

この場合において、作業規程第1条第1項中「農林水産省地方農政局が」とあるのは「香川県が実施する土地改良事業において」と、同条第2項「農林水産省地方農政局の」とあるのは「香川県が実施する土地改良事業において」と、それぞれ読み替えるものとする。

なお、付録 5 (3) 用地境界杭(境界標識)の規格(土地改良財産取扱規則抜粋)は適用しないものとし、下記のとおりとする。

用地境界杭の規格 (農業土木工事共通仕様書より抜粋)

第1編 第3章 第18節 用地境界杭工

3-18-2 境界杭

1. 受注者は、境界杭の設置に当たり、香川県規格(10×10cm又は12×12cm)で長さ60cmの鉄筋コンクリート杭を標準とする。
2. 受注者は、境界杭の設置に当たり、「香川県」等の刻印の表示が、官有地から読みとれるように杭の向きを定め、杭の中心部を用地境界線上に一致させなければならない。
3. 受注者は、境界杭の設置に当たり、杭頭部が地上に30cmから40cm程度出るようにし、できるだけ鉛直に固定しなければならない。
4. 受注者は、境界杭の設置箇所が岩盤、構造物等のため、設計図書に示す深さに埋設できないときは、工事監督員と協議しなければならない。

公共測量作業規程変更承認書

香川県知事 殿

令和 7 年 8 月 5 日付け 7 農村第 108380 号で変更申請のあった香川県土地改良事業
測量作業規程は、測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 33 条第 1 項の規定により承認
する。

令和 7 年 8 月 18 日

国土交通大臣